

## 6 データ標準化に関する検討

### (1) 官民連携ポータルにおけるデータ標準化の必要性

#### 1) データ標準化フレームワーク構築の必要性

##### ① データ連携の課題

現状においては、後述のとおり、官民を通じて様々なデータセット(データ項目及びデータ定義の集合)の仕様が存在している。さらに、個別の事業者が独自にデータセットを定めて使用している場合もある。

仮に、官民連携ポータル事業者が、各申請受付事業者が扱っているデータの形式、内容、書式などの相違を考慮しつつ、自らデータセットを定めなければならないとすれば、接続対象事業者が増えるにつれ、指数関数的に負担が増大することとなり、官民連携ポータル事業の開始にあたり大きな支障となる。

また、1つの申請受付事業者が多数の官民連携ポータルサイトに接続する場合もあると考えられるが、官民連携ポータル事業者ごとに扱うデータセットが異なっていた場合、申請受付事業者は、接続するポータルサイトの数だけ異なるデータセットを使用しなければならなくなるという問題もある。

##### ② 標準化の必要性

これらの状況を踏まえ、官民連携ポータルサイトが取り扱うデータセットは、官民連携ポータル事業者がそれぞれ独自に定めるのではなく、標準化を図るべきであり、そのためのフレームワークの構築が必要である。また、ここで標準化されたデータセット(以下「官民連携データセット」という)を公開・周知し、必要に応じて改訂を行えるようにするためのフレームワークを構築していく必要がある。

## (2) データ標準化の現状

### 1) XMLによるデータ標準化の全体フレームワーク

システムによってデータの定義が異なると、システム間でのデータ交換が行えないことから、政府、地方公共団体及び民間のそれぞれにおいて、準拠すべき標準的なデータ仕様を定める取り組みが行われている(図6-1)。これらの標準的なデータ仕様で用いられるフォーマットとしては、その記述の自由性等があることから、ウェブ技術標準化団体である World Wide Web Consortium (W3C) が制定した XML (eXtensible Markup Language) が採用されていることが多い。XML は自由にデータセットを策定することができるため広く採用されているが、そのため多くのデータセット標準が策定され、それぞれの間で互換性がとれていないことが問題である。

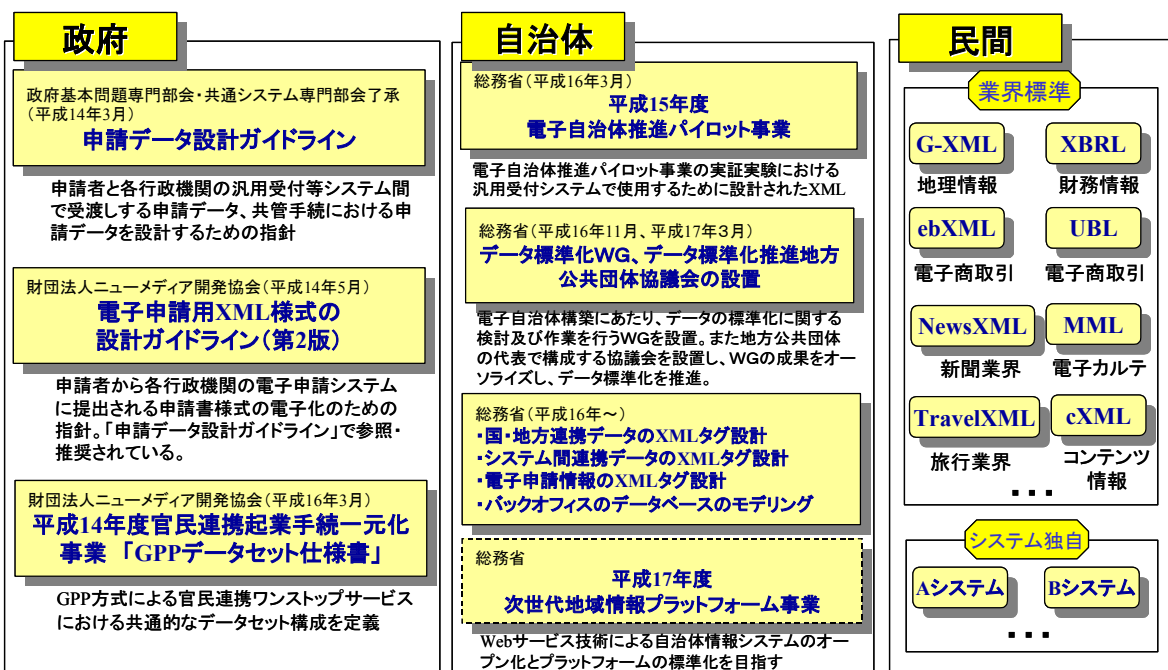


図6-1 官民の主な標準的データ仕様

### 2) 政府におけるデータ標準

政府では、電子申請における申請書で使用する基本情報の設計方針をまとめた「申請データ設計ガイドライン」を政府基本問題専門部会・共通システム専門部会です承し、各府省の汎用受付等システムにおいて、各府省の個別手続きや共管手続きの申請データの設計の際に参照されている。また「申請データ設計ガイドライン」では、申請データを設計する際には、基本情報以外の情報も含め、財団法人ニューメディア開発協会が策定した「電子申請用XML様式の設計ガイドライン(第2版)」を参照するよう明記されている。

### 3) 地方公共団体におけるデータ標準

地方公共団体では、総務省が平成 15 年度に実施した電子自治体推進パイロット事業において、汎用受付システムにおける XML の検討が行われている。また、平成 16 年度からは、総務省の「電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会」の下に「データ標準化 WG」が設置され、データ標準化に関する検討や作業を実施しており、その成果は地方公共団体の代表で構成する「データ標準化推進地方公共団体協議会」において協議・オーソライズしている。ここでの標準化の検討対象は、電子申請データ、システム間連携データ、国・地方間連携データなど、地方公共団体のシステム全般にわたっており、ここでオーソライズされた内容は、今後、全国の地方公共団体における情報システムの構築に反映されることになる。

### 4) 民間におけるデータ標準

民間では、特定の業界や業種を対象としたデータ交換や電子商取引などを目的とする標準的な XML 仕様がいくつか策定されている他、システム独自に開発した XML 仕様も多数存在する。

### (3) 官民データ連携のためのアプローチ

官民間のデータ連携を行うため以下の検討を行った。

#### ①標準化スキームの構築

官民連携データセットの標準化にあたり、仕様を策定し標準化を行うためのスキーム(体制)を検討した。また、官民連携データセット仕様の維持管理に関する体制についても検討した。

#### ②データ項目の選定

官民連携データセットが対象とする業務・手続きは様々であるが、本検討会では、現在稼働中の内外の引越しワンストップサービスの実態を調査し、実施中のサービス、今後実施したいと考えられるサービスについて、共通化すべき又は共通化が望ましいデータ項目を抽出した。

#### ③標準化要素の検討

官民のデータ標準化活動及び代表的なデータ標準仕様を調査することにより、データの分類、データの定義、構造、書式などデータセットの定義項目に関し、標準化の際に考慮すべき事項を整理した。

#### ④策定手順の検討

データ標準化で考慮すべき事項をもとに、官民連携データセットの作成手順を検討した。

#### ⑤利用に関する検討

官民連携データセットが策定された後、官民連携ポータル事業者や申請受付事業者などが、これを利用して官民連携ポータルサイトを構築する際の課題と対応方法について検討した。

#### (4)官民連携データ標準化のフレームワーク

##### 1)標準化スキームの構築

###### ①官民の仕様検討組織

官民連携データセットの標準化スキームを図6-2に示す。

官民連携データセットの標準化にあたっては、官民連携ポータルの主たる接続対象となる地方公共団体と民間の申請受付事業者が互いに調整し、決定していくことが望ましいが、これを円滑に進めるためには、地方公共団体、民間それぞれのデータ標準化に関する代表的組織の間で連携・調整が図られる必要がある。

地方公共団体については、前述のとおり、データ標準化WGにおいて地方公共団体のデータ標準化に関する検討や作業が実施されており、その成果を地方公共団体の代表で構成するデータ標準化推進地方公共団体協議会(以下「協議会」という)において協議・オーソライズするという仕組みが整えられており、官民連携データセットについても同スキームで検討を行うことになる。

民側の仕様検討組織としては、仕様の一元化のため、官民連携ポータルサイトに関心があったり、データの標準化を必要とする官民連携ポータル事業者などが参加する民間標準化組織(仮称、以下「民間標準化組織」という)を創設し、官民連携ポータル事業者からの要望に基づき、他の標準化団体・組織とも連携をしながら、仕様の検討を行うことが適当である。

###### ②標準化における各組織の役割

官民連携データセットにおけるデータ項目は大きく、「地方公共団体・民間 共通部分」「地方公共団体固有部分」「民間固有部分」に分けられる。

官民連携ポータルで扱う手続きの中で、地方公共団体に対する手続きは相当の割合を占めると予想されるが、ポータルと全国の地方公共団体のシステムの間での情報の受け渡しにおいてデータの変換が不要になることは、ポータル事業全体にとって大きなメリットになると考えられる。このため、「地方公共団体・民間 共通部分」については、全国の地方公共団体の情報システムにおけるデータ標準を定めるデータ標準化WG・協議会において決定することが適当である。

また、「地方公共団体固有部分」、「民間固有部分」については、それぞれ、データ標準化WG・協議会、民間標準化組織において策定・決定することが適当である。

なお、官民連携データセットの標準化にあたっては、データセット全体の整合性確保等の観点から、データ標準化WGと民間標準化組織が必要に応じて連携・調整を行うことが適当である。

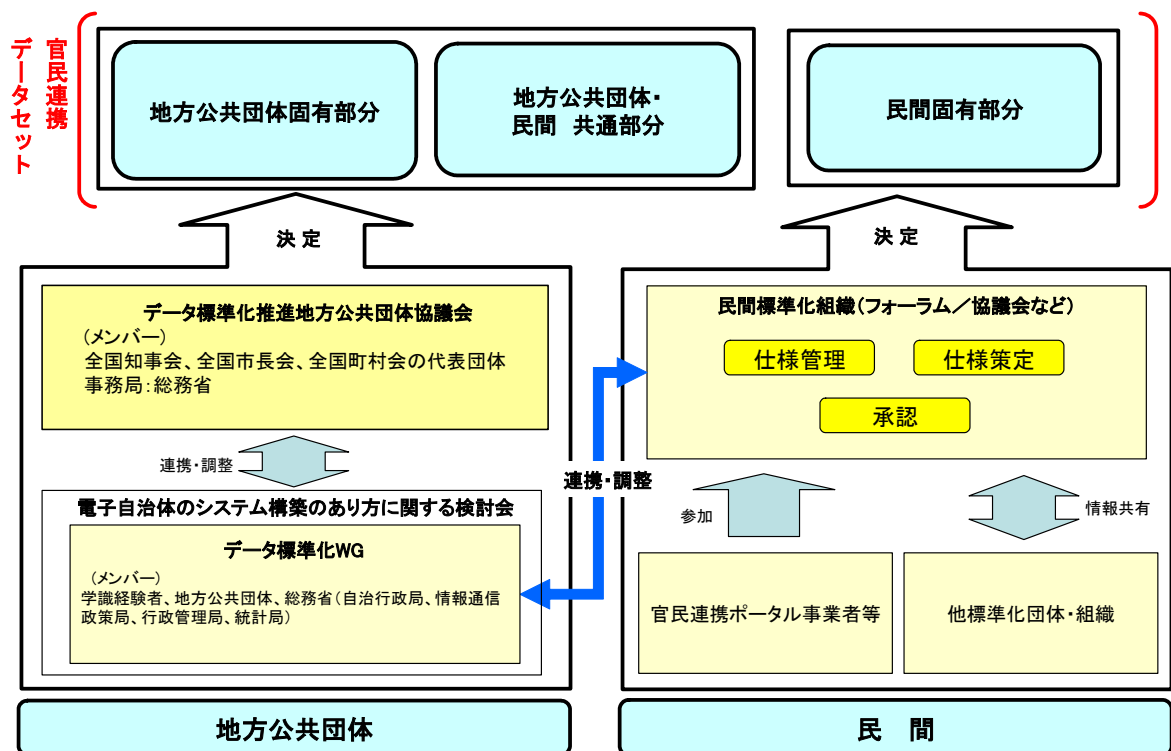


図6-2 官民連携データセット標準化スキーム

### ③仕様の維持・管理組織

官民連携データセットを策定・標準化した後も、法改正、情報システムの更新、官民連携ポータルサイトのニーズの変化など、様々な要因により、官民連携ポータル事業者や申請受付事業者が欲するデータ仕様が異なってくるのが想定される。このため、官民連携データセット仕様を永続的に維持し、必要に応じて更新などを行うための体制が必要となる。

地方公共団体においては、標準化されたデータ仕様の維持管理や普及促進を行うための体制の検討が進められている。

また、民間においては、民間標準化組織が仕様やガイドライン等の維持管理・広報活動などを実施することが適当である。この民間標準化組織は、官民連携データセット「民間固有部分」の維持管理に係るマニュアル・ガイドラインを作成し、仕様の維持管理を行う。新たに、「民間固有部分」に関するデータ仕様の標準化の要求が組織メンバーから挙げられた場合、他のメンバーの合意に基づき、ワーキンググループを構成し、標準仕様に関する検討を行う。ワーキンググループで策定されたドラフト案について、組織全体で合意が得られれば、標準仕様として採用する。「地方公共団体・民間 共通部分」に関するデータ仕様の標準化の要求が組織メンバーから挙げられた場合、「民間固有部分」と同様に、仕様の検討を行うとともに、データ標準化WGに対して標準化の検討依頼を行う。データセット仕様の検討にあたっては、ルールやガイドラインの遵守チェック、シンタックスのチェックと妥当性検証、既存のデータ標準との重複チェックなどを実施し、共通化可能な部分の抽出を行う。

## 2) データ項目の選定

### ① データセットの対象の検討

データセットの標準化において、官民の各種申請・届出等の手続きに必要な全てのデータ項目に対する標準化を行うことは膨大な作業を伴い、これを一度に行うことは現実的でないため、利用者のニーズの高いものから順次進めることが適当である。

このため、本検討会では、データ連携の対象とすべき業務・手続きについて、ワンストップポータルサービスとして普及している住所変更手続きに関する官民連携ポータルサイトの先進的取り組みを行っている東京電力「引越れんらく帳」、関西手続きワンストップ協議会「関西引越し手続サービス」、財団法人さっぽろ産業振興財団「札幌地区目的指向ポータル」に対してアンケート調査を実施した。調査結果を図6-3に示す。

これによると、電気・ガス・水道などの公益事業者への届出等が既に連携の例として挙げられており、今後地方公共団体の住居移転関連手続きや郵便局の転送届など官側の手続きとの連携も期待されている。これらの業務・手続きから、現状では、個人の基本的な情報(住所、電話番号など)の変更に伴う手続きのために必要なデータセットが有力な検討対象と考えられる。

<p><b>地方自治体(電子申請、住居移転に伴う手続き)</b></p> <p>(教育委員会:転出入手続き)</p> <p>(環境:ごみ受け)</p> <p>(公安委員会:免許更新・変更)</p> <p>水道(使用中止・開始)</p> <p>電話(NTT西、NTT東、携帯電話:移転連絡)</p> <p>ガス(都市ガス:使用中止・開始)</p> <p>電気(使用中止・開始)</p> <p>テレビ(NHK、CATV:新規契約・変更届)</p> <p>銀行(住所変更届)</p> <p>国営血液センター</p> <p>政府機関等(郵便局:郵便物転送届)</p> <p>ロイヤルティカード(JAF:住所変更)</p>	<p><b>旅行サービス(航空会社、JR:切符手配)</b></p> <p>(交通事業者:定期券)</p> <p>雑誌購読</p> <p>慈善団体</p> <p>通販(物流配送:住所変更)</p> <p>労働組合</p> <p>スポーツクラブ</p> <p>専門団体</p> <p>出版(新聞:解約・新規申込)</p> <p>学校・同窓会(卒業証明、成績証明)</p> <p>(講座受講申込み)</p> <p>インターネット(変更届)</p> <p>クレジットカード(住所変更届)</p> <p>年金</p> <p>保険(住所変更)</p>	<p><b>凡例</b></p> <p>赤字:連携例がある。</p> <p>青字:既存に連携したい手続きサイトがあるがまだ連携していない。</p> <p>紫字:サービスが開始されれば連携したい。</p> <p>黒字:I am moving.comのカテゴリにあるが、3地域の対象外のカテゴリ。</p> <p>※3地域のアンケート結果から(I am moving.comと対比して)</p>
--	--	--

図6-3 官民連携の対象業務・手続き

### ② 共通データ項目候補の抽出

上記のアンケート調査と同時に、共通化すべきデータ項目、共通化が望ましいデータ項目(これらのデータ項目を総称して、「共通データ項目候補」と呼ぶ)についてもアンケート調査を行った。共通化すべきデータ項目とは、官民連携ポータルと事業者と複数の申請受付事業者間でのデータ交換において、共通して使われるデータ項目で、アンケートの結果によると、氏名、性別、生年月日や住所、電話番号などの連絡先に関する情報などの基本的な情報が

主に挙げられている。

また、共通化が望ましいデータ項目とは、官民連携ポータルと事業者と複数の申請受付事業者間でのデータ交換において、共通して使われる可能性の高いデータ項目で、アンケートの結果によると、金融機関名称や口座情報、利用開始・変更希望・廃止日付などの日付に関する情報、行政区名称や世帯人数などの引越しに付随する情報が挙げられている。いずれも、今後官民連携データセットを策定するにあたり、参考となる結果と考えられる。

### 3) 標準化要素の検討

#### ① 要素検討のためのアプローチ

官民連携データセットの標準化要素を抽出する目的で、既存のデータセットを複数選定し参照した。本検討会で参照したデータセットは、図6-1に掲載したもののうち、以下のものとなる。

政府関連で参照したデータセットとして、「申請データ設計ガイドライン」「電子申請用 XML 様式の設計ガイドライン(第2版)」「GPP データセット仕様書」を選定した。「申請データ設計ガイドライン」と「電子申請用 XML 様式の設計ガイドライン(第2版)」は、政府の汎用受付等システムの設計・構築において、申請データの電子化を行うために参照すべきガイドラインであり、多くの汎用受付等システムで参照されていると考えられるためである。また、「GPP データセット仕様書」は、官民連携手続き一元化方式(GPP 方式: Government Private co-operation Portal)による官民手続き連携の仕組みを検討し策定したものであり、申請データの標準化については触れられていないが、システム間でやりとりされるデータパッケージに関する規定がされているため、参考とした。

地方公共団体関連としては、データ標準化 WG・協議会で検討、オーソライズされた内容を参考とした。

民間関連で参照したデータセットとして、ebXML(electronic business XML)と UBL(Universal Business Language)を参照した。これらは、特定の業種・業界に依存しない汎用的・世界的な電子商取引用 XML 標準を検討しており、民間システムでの利用が増えていくことが予想されることから選定した。

#### ② データ標準化要素

先に抽出した共通データ項目候補に対し、これら参照したデータセットでどのような項目定義を行っているかを比較し、整理を行った。

その結果、官民連携データセットの標準化にあたっては、以下の課題を考慮して仕様を策定することが望ましいと考えられる。

#### ア. 書式

同じデータ項目であっても、データセットによりデータの表記方法が異なる場合がある。例



えば、日付を表す場合、西暦表記を使う場合と和暦表記を使う場合があり、それぞれの意味は同じであるが、表記方法は異なる。

#### イ. 文字コード

データセットによりデータを記述するコード体系が異なる場合がある。例えば、データを JIS で表す場合、シフト JIS で表す場合、UTF-8 で表す場合など様々である。XML の場合、国際的な標準の観点から、UTF-8/UTF-16 が採用される場合が多い。

#### ウ. 単位

数字データが表す意味がデータセットにより異なる場合がある。例えば、金額を表すデータ項目であっても、数字が円であるかドルであるかユーロであるか分からない。単位によっては変換可能なものと不可能なものがあり、また、金額のレートのように変換値が可変である場合もある。

#### エ. 構造

データセットによりデータの細分化のレベルが異なる場合がある。例えば、氏名について、氏名をまとめて扱うデータセットや、氏と名を分けて扱うデータセットが存在する。また、住所をまとめて扱うデータセットや、都道府県・市区町村・町名などに分解して扱うデータセットが存在する。構造が異なる場合、データ交換には個別に変換ルールが必要となり、場合によっては変換不可能となる可能性がある。

#### オ. 粒度・意味

同じデータ項目であっても、データセットによりデータが表す意味の抽象度(粒度)や内容が異なる場合がある。例えば、氏名というデータ項目について、単に人の名前を意味するデータセットや、申請者の名前を意味するデータセットなどがあり得る。粒度や意味が異なっている場合は、データ交換に混乱をきたすため、データ交換するデータセット間でデータの粒度や意味を揃える必要がある。

上記の各項目に対し、データ標準化要素は次の通りとなる。

「書式」「文字コード」「単位」の課題への対応については、官民連携データセットを含め各データセットにおいて予め仕様を明らかにすることで、例えば、申請受付事業者が新たにシステムを構築する場合には、官民連携データセットを用いるよう設計すれば、そもそもデータ変換を行わないようにすることが可能となり、また、仮に仕様が異なっていて変換が必要な場合でも、仕様が明らかになれば、一括して変換を行うことが可能となる。

「構造」の課題への対応については、個々のデータ項目に意味を持つ範囲で、なるべく構造化(細分化、階層化)を図ることが考えられる。必要に応じて項目連携を行うなどにより、デ

ータ連携の対象を広げることが可能となる。ただし、あまり細分化を進めると、入力項目数が増えるため、利用者のユーザインタフェースなどとの兼ね合いも考慮に入れる必要がある。

「粒度・意味」の課題への対応については、汎用的なものとするため、大きな粒度とすることを基本とし、必要に応じて粒度を細かくするような仕組みを考える必要がある。

#### 4) 官民連携データセットの策定手順の検討

データ標準化で考慮すべき事項のうち、「粒度・意味」については、前記のとおり、大きな粒度とすることを基本としつつ、必要に応じて粒度を細かくする仕組みが必要であり、その考え方を反映させたデータセットの策定手順を図6-4に示す。これは、地方公共団体・民間共通部分を、レベル0の基本共通データ項目（仮称、以降同じ）とレベル1の目的別共通データ項目（仮称、以降同じ）に分類し、レベル0で大きな粒度のデータ項目を、レベル1で細かい粒度のデータ項目を定義することを想定している。

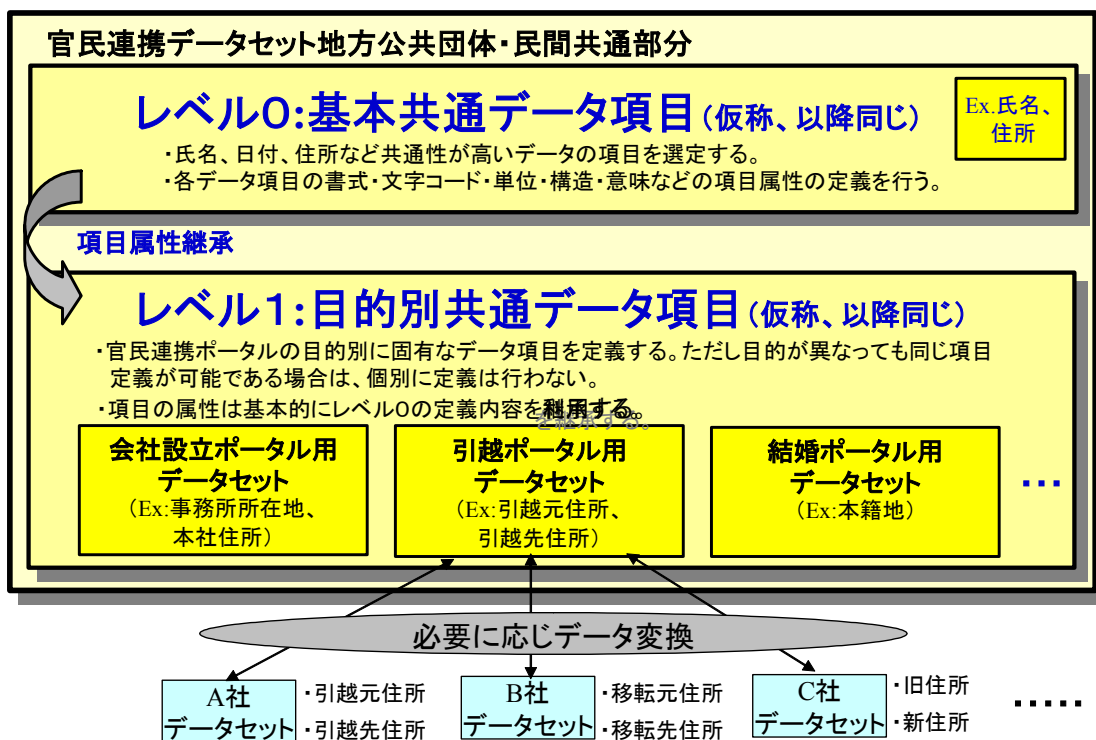


図6-4 官民連携データセット 地方公共団体・民間 共通部分 策定手順

##### ①データのレベル分け

レベル0の基本共通データ項目は、氏名、住所などどのような手続きにも必要となる共通性の高いデータに関する定義を行うものである。これらのデータ項目に対して、前述のデータ標準化で考慮すべき事項を踏まえ、書式、文字コード、単位、構造、意味などの項目属性を定義する。

レベル1の目的別共通データ項目は、レベル0の基本共通データ項目定義を基に、様々な目的・用途の官民連携ポータルに特有のデータ項目の定義を行うもので、官民連携ポータルサイトが申請受付事業者と連携する際に主に使用するデータ項目である。例えば、引越しポータル用のデータ項目として、レベル0の「住所」の定義を基に、レベル1では、「引越し元住所」「引越し先住所」「連絡先住所」などの項目の定義を行う。ただし目的が異なる場合でも、同じ項目定義が可能である場合は、重複して定義を行わないようにする必要がある。また、レベル1はレベル0で定義された属性を基本的に利用することを想定している。

## ②基本共通データ項目の定義例

図6-5に、レベル0の基本共通データ項目の定義例を示す。前述のように、レベル0では、様々な手続きに共通するデータ項目を選定し、その書式、文字コード、単位、データ構造、粒度・意味を項目毎に定義する。こうした内容が公開されれば、官民連携ポータルの事業化や、官民連携ポータル事業者が、新たにレベル1の目的別共通データ項目案の作成を行うことに役立つ。なお、この表はサンプルであり、表中のデータ項目の種別や、各データ項目の定義内容などは実際に標準化される内容とは異なる。

基本共通データ項目の候補

データ項目	データ構造		意味	書式	文字コード	単位		
	上位項目	下位項目						
氏名	氏名	氏名	人の名前の姓	全角	UTF-8	なし		
		名	人の名前の名	全角	UTF-8	なし		
氏名フリガナ	氏名フリガナ	氏フリガナ	人の名前の姓のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし		
		名フリガナ	人の名前の名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし		
性別	性別		人の性別	"男","女"	UTF-8	なし		
生年月日	生年月日	年号	人が生まれた年の暦または年号	"西暦","明治","大正","昭和","平成"	UTF-8	なし		
		年	人が生まれた年の数字	半角数字。西暦の場合4桁、その他2桁	UTF-8	なし		
		月	人が生まれた月	半角数字。1~12	UTF-8	なし		
		日	人が生まれた日	半角数字。1~31	UTF-8	なし		
住所	住所	都道府県名	都道府県の名	全角	UTF-8	なし		
		都道府県名フリガナ	都道府県名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし		
		都道府県コード	都道府県のコード	半角	UTF-8	なし		
		市区町村名	市区町村の名	全角	UTF-8	なし		
		市区町村名フリガナ	市区町村名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし		
		市区町村コード	市区町村のコード	半角	UTF-8	なし		
		大字通称	大字通称の名	全角	UTF-8	なし		
		大字通称フリガナ	大字通称のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし		
		大字通称コード	大字通称のコード	半角	UTF-8	なし		
		町丁字等名称	町丁字等の名	全角	UTF-8	なし		
		町丁字等名称フリガナ	町丁字等の名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし		
		町丁字等コード	町丁字等のコード	半角	UTF-8	なし		
		番地	番地	全角	UTF-8	なし		
		建物名	建物の名	全角	UTF-8	なし		
		棟番号	棟の番号	全角	UTF-8	なし		
		部屋番号	部屋の番号	全角	UTF-8	なし		
郵便番号	郵便番号	上3桁	郵便番号の上3桁	半角	UTF-8	なし		
		下4桁	郵便番号の下4桁	半角	UTF-8	なし		
電話番号	固定電話番号	市外局番	電話番号の市外局番	半角	UTF-8	なし		
		市内局番	電話番号の市内局番	半角	UTF-8	なし		
		加入者番号	電話番号の加入者番号	半角	UTF-8	なし		
		識別番号	携帯電話番号の識別番号	半角	UTF-8	なし		
		事業者番号	携帯電話番号の事業者番号	半角	UTF-8	なし		
	FAX	FAX	市外局番	電話番号の市外局番	半角	UTF-8	なし	
			市内局番	電話番号の市内局番	半角	UTF-8	なし	
			加入者番号	電話番号の加入者番号	半角	UTF-8	なし	
			電子メール	電子メールアドレス	電子メールのアドレス	半角@半角	UTF-8	なし

図6-5 基本共通データ項目(レベル0)定義例

### ③目的別共通データ項目の定義例

図6-6に、レベル1の目的別共通データ項目の定義例を示す。前述のように、レベル1では、レベル0の基本共通データ項目について、官民連携ポータルの目的にあわせ、さらに細かい規定が必要なものについて、レベル1のデータ項目を定義する。書式、文字コード、単位、データ構造、粒度・意味などは基本的にレベル0の定義を利用する。こうした内容が公開されれば、官民連携ポータルの事業化に役立てることができ、官民連携ポータル事業者と各事業者間のデータ連携に関する負担軽減にもつながる。なお、この表はサンプルであり、表中のデータ項目の種別や、各データ項目の定義内容などは実際に標準化される内容とは異なる。

レベル0 データ項目	レベル1 データ項目	データ構造		意味	書式	文字コード	単位		
		上位項目	下位項目						
氏名	申込者氏名	申込者氏名	手続を申し込んだ人の名前の姓	全角	UTF-8	なし			
		申込者名	手続を申し込んだ人の名前の名	全角	UTF-8	なし			
		送付者氏名	手続の結果を送付する宛名の姓	全角	UTF-8	なし			
住所	移転元住所	送付者氏名	手続の結果を送付する宛名の名	全角	UTF-8	なし			
		送付者名	手続の結果を送付する宛名の名	全角	UTF-8	なし			
		移転元都道府県名	移転元の都道府県の名	全角	UTF-8	なし			
		移転元都道府県名フリガナ	移転元の都道府県名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし			
		移転元都道府県コード	移転元の都道府県コード	半角	UTF-8	なし			
		移転元市区町村名	移転元の市区町村の名	全角	UTF-8	なし			
		移転元市区町村名フリガナ	移転元の市区町村名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし			
		移転元市区町村コード	移転元の市区町村コード	半角	UTF-8	なし			
		移転元大字通称	移転元の大字通称の名	全角	UTF-8	なし			
		移転元大字通称フリガナ	移転元の大字通称のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし			
		移転元大字通称コード	移転元の大字通称コード	半角	UTF-8	なし			
		移転元町丁字等名称	移転元の町丁字等の名称	全角	UTF-8	なし			
		移転元町丁字等名称フリガナ	移転元の町丁字等の名称のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし			
		移転元町丁字等コード	移転元の町丁字等のコード	半角	UTF-8	なし			
		移転元番地	移転元の番地	全角	UTF-8	なし			
		移転元建物名	移転元の建物の名称	全角	UTF-8	なし			
		移転元棟番号	移転元の棟の番号	全角	UTF-8	なし			
		移転元部屋番号	移転元の部屋番号	全角	UTF-8	なし			
		移転先住所	移転先住所	移転先都道府県名	移転先の都道府県の名	全角	UTF-8	なし	
				移転先都道府県名フリガナ	移転先の都道府県名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし	
				移転先都道府県コード	移転先の都道府県コード	半角	UTF-8	なし	
移転先市区町村名	移転先の市区町村の名			全角	UTF-8	なし			
移転先市区町村名フリガナ	移転先の市区町村名のフリガナ			全角カタカナ	UTF-8	なし			
移転先市区町村コード	移転先の市区町村コード			半角	UTF-8	なし			
移転先大字通称	移転先の大字通称の名			全角	UTF-8	なし			
移転先大字通称フリガナ	移転先の大字通称のフリガナ			全角カタカナ	UTF-8	なし			
移転先大字通称コード	移転先の大字通称コード			半角	UTF-8	なし			
移転先町丁字等名称	移転先の町丁字等の名称			全角	UTF-8	なし			
移転先町丁字等名称フリガナ	移転先の町丁字等の名称のフリガナ			全角カタカナ	UTF-8	なし			
移転先町丁字等コード	移転先の町丁字等のコード			半角	UTF-8	なし			
移転先番地	移転先の番地			全角	UTF-8	なし			
移転先建物名	移転先の建物の名称			全角	UTF-8	なし			
移転先棟番号	移転先の棟の番号			全角	UTF-8	なし			
移転先部屋番号	移転先の部屋番号			全角	UTF-8	なし			
送付先住所	送付先住所			送付先都道府県名	手続の結果を送付先の都道府県の名	全角	UTF-8	なし	
				送付先都道府県名フリガナ	手続の結果を送付先の都道府県名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし	
				送付先都道府県コード	手続の結果を送付先の都道府県コード	半角	UTF-8	なし	
				送付先市区町村名	手続の結果を送付先の市区町村の名	全角	UTF-8	なし	
				送付先市区町村名フリガナ	手続の結果を送付先の市区町村名のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし	
		送付先市区町村コード	手続の結果を送付先の市区町村コード	半角	UTF-8	なし			
		送付先大字通称	手続の結果を送付先の大字通称の名	全角	UTF-8	なし			
		送付先大字通称フリガナ	手続の結果を送付先の大字通称のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし			
		送付先大字通称コード	手続の結果を送付先の大字通称コード	半角	UTF-8	なし			
		送付先町丁字等名称	手続の結果を送付先の町丁字等の名称	全角	UTF-8	なし			
送付先町丁字等名称フリガナ	手続の結果を送付先の町丁字等の名称のフリガナ	全角カタカナ	UTF-8	なし					
送付先町丁字等コード	手続の結果を送付先の町丁字等のコード	半角	UTF-8	なし					
送付先番地	手続の結果を送付先の番地	全角	UTF-8	なし					
送付先建物名	手続の結果を送付先の建物の名称	全角	UTF-8	なし					
送付先棟番号	手続の結果を送付先の棟の番号	全角	UTF-8	なし					
送付先部屋番号	手続の結果を送付先の部屋番号	全角	UTF-8	なし					

図6-6 目的別共通データ項目(レベル1)定義例

### ④各レベルのデータ項目選定・定義スキーム

レベル0の基本共通データ項目の選定・定義スキームとしては、データ標準化WG・協議会が民間標準化組織からの提案状況等を踏まえ、既存のデータ標準仕様などを考慮しながら、基本共通データ項目を選定した後、それぞれの項目に対する属性情報を定義し、決定することを想定する。

レベル1の目的別共通データ項目の選定・定義スキームとしては、次のとおり想定する。まず、民間標準化組織において、官民連携ポータル事業者からの要望などに基づき、目的別共通データ項目の用途や必要性を検討する。次にレベル0の基本共通データ項目の定義内

容を参照した上で、データ標準化 WG・協議会の決定内容等を踏まえながら、目的別共通データ項目の選定や定義案を作成し、データ標準化 WG に提案を行う。データ標準化 WG において、提案された内容について、レベル 0 や他のレベル 1 のデータ項目との整合性や新規に定義する必要性などの観点から検討を行ったうえで、協議会において最終的な定義内容の協議・オーソライズを行う。

## 5) 官民連携データセットの検討

データ標準化 WG では、電子自治体における様々な場面で共通して利用されるデータを中心に、共通部品スキーマの策定・利用に関するガイドラインを検討している。現在検討されている共通部品スキーマは、次表のとおり、官民連携データセットのうち、基本共通データ項目に相当し、各項目について、RELAX NG、W3C XML Schema、DTD の3種類のスキーマ言語による定義が行われている。また、共通部品スキーマの策定にあたっては、電子政府との整合を図るため、前述の「申請データ設計ガイドライン」及び「電子申請用 XML 様式の設計ガイドライン」の内容を踏まえて検討されている。なお、データ項目については、今後順次追加が行われる予定である。

表6-1 共通部品スキーマ(抜粋)

区分	タグセット名	意味	XML 定義
人	氏名	人の名前	<氏名> <氏> <フリガナ> </フリガナ> <漢字> </漢字> </氏> <名> <フリガナ> </フリガナ> <漢字> </漢字> </名> </氏名>
場所	住所	個人や法人の所在地等住所の 情報を含むもの	<住所> <都道府県> <フリガナ> </フリガナ> <都道府県名> </都道府県名> </都道府県> <市区町村> <フリガナ> </フリガナ> <漢字> </漢字> </市区町村> <町域> <フリガナ> </フリガナ> <漢字> </漢字> </町域> <番地> <フリガナ> </フリガナ> <漢字> </漢字> </番地> <建物等> <フリガナ> </フリガナ> <漢字> </漢字> </建物等> </住所>

	郵便番号	郵便番号	<郵便番号> </郵便番号>
時間	日付・西暦	西暦で表現する日付	<日付・西暦> <年> </年> <月> </月> <日> </日> </日付・西暦>
	日付・和暦	和暦で表現する日付	<日付・和暦> <元号> </元号> <年> </年> <月> </月> <日> </日> </日付・和暦>
	年度・西暦	西暦で表現する年度	<年度・西暦> <年> </年> </年度・西暦>
	年度・和暦	和暦で表現する年度	<年度・和暦> <元号> </元号> <年> </年> </年度・和暦>

#### 6) 実証実験におけるデータセット仕様の検討

今回の実証実験では、札幌、関東、関西の3地域の引越し手続ポータル間連携のため、引越し手続で必要とされる共通的なデータ仕様が検討された。

データ仕様の策定にあたって、主に、関東と関西の2地域のポータルにおけるデータ定義を参照し、以下のような方針により検討が進められた。この方針は、本項の 2)データ項目の選定、3)標準化要素の検討、4)官民連携データセットの策定手順の検討の考え方を踏まえたものとなっている。

- ア. 各ポータルで使用しているデータセットから、ポータル間の連携に最低限必要なデータ項目を選定する。
- イ. 書式については、複数のポータルで定義され、定義が異なるデータ項目については、それぞれのメリット・デメリットを比較し、JISコードなど公的な規格の適用など、今後の拡張性を踏まえ検討する。
- ウ. 文字コードについては、UTF-8を使用する。
- エ. 構造については、各データ項目の要素を意味レベルの最小単位に細分化する。
- オ. 粒度・意味については、郵便番号、住所、氏名などの基本共通データ項目を定め、その項目属性を用いて、XMLの階層構造により申請者情報、移転元情報、移転先情報、送付先情報を定義する。
- カ. その他、コード類の体系について、公的な規格がないものについては、オリジナルで定義を行う。

今回の実証実験で策定したデータ仕様案を参考資料17に示す。なお、詳細については、官民連携ポータルに関する開発・実証事業の報告書を参照のこと。

今回の実証実験において策定されたデータ項目のうち標準化が望ましいデータ項目もあると考えられ、これらも含めて、今後、データ標準化 WG において、更に基本共通データ項目を拡充させる検討が行われることが期待される。

#### (5) 官民連携データセットの利用に関する検討事項

官民連携ポータル事業者が官民連携ポータルサイトを構築する場合、申請受付事業者などとの連携に関するコストを削減できることが期待されることから、策定された官民連携データセットをそのまま利用することが望ましいと考える。この場合、官民連携データセットの利用を促進するためには、技術者を支援し官民連携ポータル構築コストを低減させることが必要である。その手段としてチュートリアルや検査ツールの提供が挙げられる。

しかし、現状においては、申請受付事業者である民間企業の情報システムは、既に独自のデータセット(以下、「民間データセット」という)により構築されているものも多いことから、官民連携データセットと民間データセットの間でデータ変換が必要になることも想定される。こうした場合に、官民連携データセットと民間データセットの対応関係が明らかにされていれば、官民連携ポータルサイトと申請受付事業者システム間のデータ変換が容易になり、システム連携コストを低減することができ、官民連携ポータル事業が広がっていくことが期待できる。また、将来的に民間データセットから官民連携データセットへの移行を促進する効果も期待できる。このような官民連携データセットと民間データセットの対応関係に関して検討すべき課題として、以下の3点が挙げられる。

##### ① 官民連携データセットと民間データセット間でのデータ項目の対応付け方法に関する検討

官民連携データセットと民間データセット間でデータ交換を行うため、それぞれのデータ項目間の対応付けを行う必要があり、対応付けの形式や手順に関する検討を行う必要がある。

##### ② データセット間の対応関係の改訂に関わる検討

官民連携データセットにおいて新たなデータ項目が追加された際に当該データ項目と民間データセットにおいて該当するデータ項目との対応関係を追加したり、新たな民間データセットとの対応関係を追加するなど、データセット間の対応関係の追加・変更等を行う場合の方法や手順などに関する検討を行う必要がある。

##### ③ データセット間の対応関係の申請受付事業者等への提供に関する検討

官民連携データセットと民間データセット間の対応関係を公開し、申請受付事業者から参照させることで、官民連携ポータルへの連携を促進させることが期待できる。この対応関係の公開や利用の仕組みに関する検討が必要である。

上記について、以下の項目で詳細を説明する。

## 1)チュートリアル作成

官民連携データセットの利用を促進するためには、単にデータセット仕様の公開を行うだけではなく、その仕様をもとに、どのようにして実際のデータセットを策定すれば良いかをチュートリアルとしてまとめ、公表することにより、官民連携ポータルサイトのシステム設計者、構築者の支援を行うことが望ましい。

例えば、引越しポータルを提供したいと考えている官民連携ポータル事業者が、申請受付事業者との間で受け渡しを行うデータセット仕様を定めようとする場合、以下のような内容が記述されていると便利である。

### ①標準化済み基本共通データ項目の利用方法の解説

標準化されたレベル0の基本共通データ項目に関し、各データ項目の解説や、データ項目の利用方法について、説明・例示。

引越しポータル向けのデータ項目定義を行いたい場合、まずは既に標準として定まっている基本共通データ項目をそのまま使用することが考えられる。チュートリアルの内容は、基本共通データ項目の書式、構造、意味、スキーマなどの定義内容についての分かりやすい説明や、基本共通データ項目の中から自システムで必要なデータ項目を抽出する手順の説明などが考えられる。ただし、基本共通データ項目は、共通性の高いデータ項目の集合であり、システムでの処理にそのまま使用できない場合もあるため、あわせて注意事項として盛り込む必要がある。

### ②標準化済み目的別共通データ項目の利用方法の解説

標準化されたレベル1の目的別共通データ項目に関し、各データ項目の解説やデータ項目の利用方法についての説明・例示。

引越しポータル向けの目的別共通データ項目がすでに策定されている場合、既に標準として定まっている目的別共通データ項目をそのまま使用することが考えられる。チュートリアルの内容は、目的別共通データ項目の書式、構造、意味、スキーマなどの定義内容についての分かりやすい説明や、目的別共通データ項目の中から自システムで必要なデータ項目を抽出する手順の説明などが考えられる。

### ③新たな目的別共通データ項目の設計手順の解説

目的別共通データ項目を設計するための手順や考慮すべき事項、注意すべき事項について説明・例示。



引越しポータル向けの目的別共通データ項目としてまだ定義されていないデータ項目を使用したい場合、新たにデータ項目を設計して使用することが考えられる。この場合、レベル0の基本共通データ項目の定義を参照し、その定義に準拠して目的別共通データ項目を設計することになる。チュートリアルの内容は、この手順において、基本共通データ項目の選定方法、目的別共通データ項目の意味の粒度の考え方、タグ名の設計方法、書式、構造、スキーマなどの定義方法などの説明が考えられる。

#### ④新たな基本共通データ項目の設計手順の解説

基本共通データ項目を設計するための手順や考慮すべき事項、注意すべき事項について説明・例示。

引越しポータル向けの目的別共通データ項目としてまだ標準化されておらず、かつその上位項目の共通データ項目にも適当な定義内容が存在しない場合、新たに共通データ項目から設計して使用することが考えられる。チュートリアルの内容は、この手順において、基本共通データ項目の意味の粒度の考え方、タグ名、書式、構造、スキーマなどの定義方法などの説明が考えられる。

#### ⑤標準化手順の解説

上記③や④で新たに策定した基本共通データ項目や目的別共通データ項目を標準化したい場合のため、チュートリアルの内容は、標準化に必要な手続きの解説、標準化作業の概要の説明などが考えられる。

#### ⑥データセット間のデータ項目対応付けの解説

官民連携ポータル事業者が既に民間データセットでシステムを構築している場合、チュートリアルでは官民連携データセットと民間データセットとの間のデータ項目の対応付け方法に関する解説があることが望ましい。また、既に他で対応付けが行われている場合、その対応関係を参照することも考えられる。これらの手順について、詳細を次項以降で説明する。

## 2) 検査ツールの提供

チュートリアルを用いて作成したデータセットが、正しく標準仕様の通りに作成されているかどうかを検査するツールがウェブで公開されれば、これを利用することで、データセット設計の作業負担を軽減することが可能となる。ツールの概要としては、CGI 型のプログラムとし、作成したデータセットが格納された URI を指定することで、ツールがスキーマの定義などをチェックし、問題がある箇所についてはエラーメッセージを表示するなどの機能が考えられる。

### 3) データセット間のデータ項目対応付け方法

官民連携データセットと民間データセット間でのデータ項目の対応付け方法としては、図6-7のようなデータセット同士のデータ項目の対応関係を表す表(以下、「データセット対応表」という)を用いて、官民連携データセットの定義内容に対する各民間データセットのデータ項目の対応関係を表すことができる。この表は、官民連携ポータル事業者からの要望により、民間標準化組織で策定し、官民連携ポータル事業者や申請受付事業者により利用されることを想定している。データセット対応表利用のイメージは後述する。なお、この表はサンプルであり、表中のデータ項目の種別や、各データ項目の定義内容、対応する民間データセットなどは実際に標準化・作成される内容とは異なる。

官民連携データセット							民間データセット								
レベルのデータ項目	レベル1データ項目	データ構造		意味	タグ名	書式	文字コード	単位	タグ名	書式	文字コード	単位			
		上位項目	下位項目												
氏名	申込者氏名	申込者氏名	申込者氏	手続を申し込んだ人の名前の姓	A1	全角	UTF-8	なし	B1	全角	UTF-8	なし			
		申込者氏名	申込者名	手続を申し込んだ人の名前の名	A2	全角	UTF-8	なし	B2	全角	UTF-8	なし			
	送付者氏名	送付者氏名	送付者氏	手続の結果を送付する宛名の姓	A3	全角	UTF-8	なし	-	-	-	-			
		送付者氏名	送付者名	手続の結果を送付する宛名の名	A4	全角	UTF-8	なし	-	-	-	-			
住所	移転元住所	移転元住所	移転元の都道府県名	移転元の都道府県の名	A5	全角	UTF-8	なし	B3	全角	UTF-8	なし			
		移転元住所フリガナ	移転元の都道府県名のフリガナ	移転元の都道府県の名のフリガナ	A6	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-			
		移転元住所コード	移転元の都道府県のコード	移転元の都道府県のコード	A7	半角	UTF-8	なし	B4	半角	UTF-8	なし			
		移転元市区町村名	移転元の市区町村の名	移転元の市区町村の名	A8	全角	UTF-8	なし	B5	全角	UTF-8	なし			
		移転元市区町村フリガナ	移転元の市区町村名のフリガナ	移転元の市区町村の名のフリガナ	A9	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-			
		移転元市区町村コード	移転元の市区町村のコード	移転元の市区町村のコード	A10	半角	UTF-8	なし	B6	半角	UTF-8	なし			
		移転元大字通称	移転元の大字通称の名	移転元の大字通称の名	A11	全角	UTF-8	なし	B7	全角	UTF-8	なし			
		移転元大字通称フリガナ	移転元の大字通称のフリガナ	移転元の大字通称の名のフリガナ	A12	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-			
		移転元大字通称コード	移転元の大字通称のコード	移転元の大字通称のコード	A13	半角	UTF-8	なし	B8	半角	UTF-8	なし			
		移転元町丁字等名称	移転元の町丁字等の名称	移転元の町丁字等の名称	A14	全角	UTF-8	なし	B9	全角	UTF-8	なし			
		移転元町丁字等名称フリガナ	移転元の町丁字等の名称のフリガナ	移転元の町丁字等の名称のフリガナ	A15	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-			
		移転元町丁字等コード	移転元の町丁字等のコード	移転元の町丁字等のコード	A16	半角	UTF-8	なし	B10	半角	UTF-8	なし			
		移転元番地	移転元の番地	移転元の番地	A17	全角	UTF-8	なし	B11	全角	UTF-8	なし			
		移転元建物名	移転元の建物の名称	移転元の建物の名称	A18	全角	UTF-8	なし	B12	全角	UTF-8	なし			
		移転元棟番号	移転元の棟の番号	移転元の棟の番号	A19	全角	UTF-8	なし	B13	全角	UTF-8	なし			
		移転元部屋番号	移転元の部屋番号	移転元の部屋番号	A20	全角	UTF-8	なし	B14	全角	UTF-8	なし			
		移転先住所	移転先住所	移転先住所	移転先の都道府県名	移転先の都道府県の名	A21	全角	UTF-8	なし	B15	全角	UTF-8	なし	
				移転先住所フリガナ	移転先の都道府県名のフリガナ	移転先の都道府県の名のフリガナ	A22	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-	
				移転先住所コード	移転先の都道府県のコード	移転先の都道府県のコード	A23	半角	UTF-8	なし	B16	半角	UTF-8	なし	
				移転先市区町村名	移転先の市区町村の名	移転先の市区町村の名	A24	全角	UTF-8	なし	B17	全角	UTF-8	なし	
				移転先市区町村フリガナ	移転先の市区町村名のフリガナ	移転先の市区町村の名のフリガナ	A25	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-	
				移転先市区町村コード	移転先の市区町村のコード	移転先の市区町村のコード	A26	半角	UTF-8	なし	B18	半角	UTF-8	なし	
				移転先大字通称	移転先の大字通称の名	移転先の大字通称の名	A27	全角	UTF-8	なし	B19	全角	UTF-8	なし	
				移転先大字通称フリガナ	移転先の大字通称のフリガナ	移転先の大字通称の名のフリガナ	A28	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-	
				移転先大字通称コード	移転先の大字通称のコード	移転先の大字通称のコード	A29	半角	UTF-8	なし	B20	半角	UTF-8	なし	
				移転先町丁字等名称	移転先の町丁字等の名称	移転先の町丁字等の名称	A30	全角	UTF-8	なし	B21	全角	UTF-8	なし	
				移転先町丁字等名称フリガナ	移転先の町丁字等の名称のフリガナ	移転先の町丁字等の名称のフリガナ	A31	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-	
				移転先町丁字等コード	移転先の町丁字等のコード	移転先の町丁字等のコード	A32	半角	UTF-8	なし	B22	半角	UTF-8	なし	
	移転先番地			移転先の番地	移転先の番地	A33	全角	UTF-8	なし	B23	全角	UTF-8	なし		
	移転先建物名			移転先の建物の名称	移転先の建物の名称	A34	全角	UTF-8	なし	B24	全角	UTF-8	なし		
	移転先棟番号			移転先の棟の番号	移転先の棟の番号	A35	全角	UTF-8	なし	B25	全角	UTF-8	なし		
	移転先部屋番号			移転先の部屋番号	移転先の部屋番号	A36	全角	UTF-8	なし	B26	全角	UTF-8	なし		
	送付先住所			送付先住所	送付先住所	手続の結果を送付先の都道府県の名	手続の結果を送付先の都道府県の名	A37	全角	UTF-8	なし	B27	全角	UTF-8	なし
					送付先住所フリガナ	手続の結果を送付先の都道府県名のフリガナ	手続の結果を送付先の都道府県の名のフリガナ	A38	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-
					送付先住所コード	手続の結果を送付先の都道府県のコード	手続の結果を送付先の都道府県のコード	A39	半角	UTF-8	なし	B28	半角	UTF-8	なし
					送付先市区町村名	手続の結果を送付先の市区町村の名	手続の結果を送付先の市区町村の名	A40	全角	UTF-8	なし	B29	全角	UTF-8	なし
					送付先市区町村フリガナ	手続の結果を送付先の市区町村名のフリガナ	手続の結果を送付先の市区町村の名のフリガナ	A41	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-
					送付先市区町村コード	手続の結果を送付先の市区町村のコード	手続の結果を送付先の市区町村のコード	A42	半角	UTF-8	なし	B30	半角	UTF-8	なし
					送付先大字通称	手続の結果を送付先の大字通称の名	手続の結果を送付先の大字通称の名	A43	全角	UTF-8	なし	B31	全角	UTF-8	なし
					送付先大字通称フリガナ	手続の結果を送付先の大字通称のフリガナ	手続の結果を送付先の大字通称の名のフリガナ	A44	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-
					送付先大字通称コード	手続の結果を送付先の大字通称のコード	手続の結果を送付先の大字通称のコード	A45	半角	UTF-8	なし	B32	半角	UTF-8	なし
					送付先町丁字等名称	手続の結果を送付先の町丁字等の名称	手続の結果を送付先の町丁字等の名称	A46	全角	UTF-8	なし	B33	全角	UTF-8	なし
					送付先町丁字等名称フリガナ	手続の結果を送付先の町丁字等の名称のフリガナ	手続の結果を送付先の町丁字等の名称のフリガナ	A47	全角カタカナ	UTF-8	なし	-	-	-	-
					送付先町丁字等コード	手続の結果を送付先の町丁字等のコード	手続の結果を送付先の町丁字等のコード	A48	半角	UTF-8	なし	B34	半角	UTF-8	なし
		送付先番地	手続の結果を送付先の番地		手続の結果を送付先の番地	A49	全角	UTF-8	なし	-	-	-	-		
		送付先建物名	手続の結果を送付先の建物の名称		手続の結果を送付先の建物の名称	A50	全角	UTF-8	なし	-	-	-	-		
		送付先棟番号	手続の結果を送付先の棟の番号		手続の結果を送付先の棟の番号	A51	全角	UTF-8	なし	B37	全角	UTF-8	なし		
		送付先部屋番号	手続の結果を送付先の部屋番号		手続の結果を送付先の部屋番号	A52	全角	UTF-8	なし	-	-	-	-		

民間データセット



図6-7 データセット対応表のイメージ

### 4) データセット間の対応関係の改訂に関わる検討

データセット対応表に関わる検討として、次のようなケースを想定した手続き・手順あるいはルールなどが必要と考えられる。具体的な手順の内容については、今後の検討課題とする。

#### ① 共通データ項目の改訂手順の必要性

官民連携ポータルにおいて、新たな共通データの取り扱いが必要となった場合、官民連携

データセットと民間データセットでの新たな対応関係を定義するためには、官民連携データセットのレベル 0 あるいはレベル 1 のデータ項目を定義する必要がある。官民連携データセットへの新たなデータ項目定義のスキームは、前述の官民連携データセットの各レベルのデータ選定・定義スキームに準ずるが、官民連携データセットに新たなデータ項目が追加された後、データセット対応表の改訂に関わる手順などを明らかにしておく必要がある。

## ②民間データセットの追加・改訂の必要性

新たに民間データセットをデータセット対応表に追加したり、データセット対応表の定義内容を変更したい場合のケースである。これは、官民連携ポータル事業者などが、他の事業者に対してポータルサイトへの接続を促すなどの目的で、既に使用している独自データセットと官民連携データセットとの対応関係を明らかにしたい場合などが該当する。データセット対応表に新たな対応関係を追加したり、その内容を変更したりするようなデータセット対応表の維持管理に関する手続きあるいは手順などを明らかにしておく必要がある。

## 5) データセット対応表の公開・提供方法

データセット対応表の官民連携ポータル事業者や申請受付事業者への提供スキームとして、図6-8のような仕組みが考えられる。官民連携ポータル事業者や申請受付事業者は、前述のように他者との連携において、データセット間のデータ項目の対応関係を容易に把握できることで、連携のための負荷を軽減することができる。このため、データセット対応表を検索ツール等により官民連携ポータル事業者あるいは申請受付事業者向けの参照情報として提供されることが望ましい。データセット対応表の提供のためには、前述のようにデータセット対応表を維持管理するための仕組みが必要である。また、データセット対応表を効率よく利用するためには、官民連携ポータル事業者や申請受付事業者が欲する検索条件により、必要なデータ項目に関する情報などの検索が行えることが望ましい。具体的なツールの仕様については、さらに検討を行う必要がある。

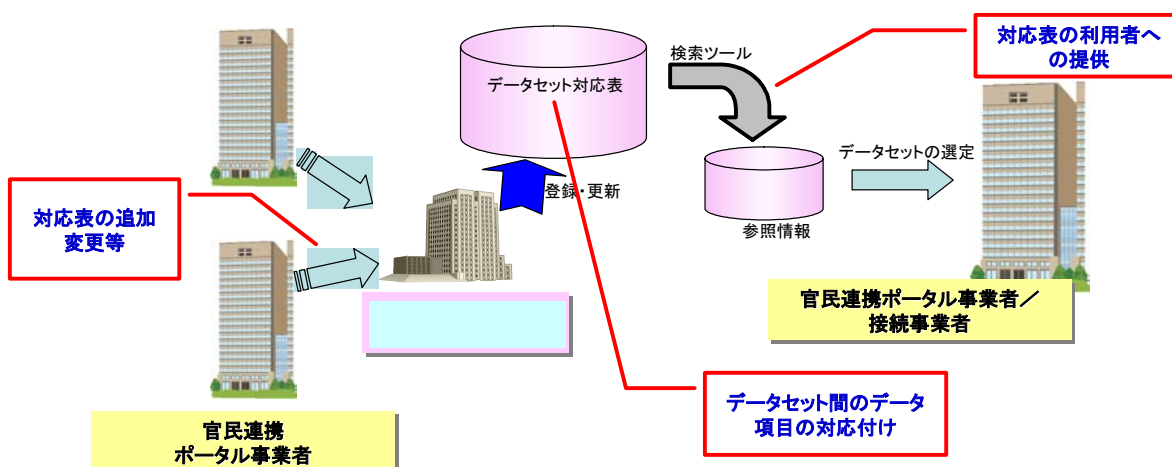


図6-8 データセット対応表の利用イメージ